

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が土曜日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

町等の区域の変更(地方課)

鶏等の移入の禁止(畜産課)

土地改良事業の認可(農村整備課)

土地改良法による換地処分(〃)

漁船損害等補償法による漁船の普通損害保険付保義務の同意(水産課)

土地収用法による事業の認定(二件)(管理課)

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第九十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による上米積地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(平成二年十月一日現在の地番による。)
下福田字定福寺	下福田字定福寺のうち一七三の三、一九〇の二、一九二の二、二〇六の二、二〇六の三以外の区域
下福田字中島	下福田字中島のうち二〇七の一、二〇八の一、二二六の三、二二七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上福字高野松	上福田字高野松のうち四六の二、五〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四五、五〇の一、五一、五三、五六と一体をなす国有地の一部以外の区域
上福田字宮ノ谷	上福田字宮ノ谷のうち九六の三、九六の四以外の区域
上福田字宮ノ平	上福田字宮ノ平のうち一五三の一、一五三の三、一六三の一、一六三の三、一七四の二、一七五の四、一七五の五、一七六の四及び一八二と一体をなす国有地の一部以外の区域

上福田字宮ノ上	上福田字宮ノ上のうち一八八の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域
上福田字寺見	上福田字寺見のうち二〇三の一、二〇三の二、二〇四、二〇五、二〇八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上福田字上出口	上福田字宮ノ谷九六の三 上福田字寺見二〇三の一、二〇三の二、二〇四、二〇五、二〇八の二及びこれらと一体をなす国有地 上福田字上出口の全域 上福田字熊田五〇一の一部、五〇六の一部 上福田字宮ノ下タ五〇七の一部、五〇八の一部、五〇八の二の一部、五〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五〇七と一体をなす国有地の一部
上福田字熊田	上福田字熊田のうち五〇一の一部、五〇六の一部以外の区域 上福田字宮ノ下タ五〇七の一部、五二二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五一四の四と一体をなす国有地の一部 上福田字 露田五一八の二の一部、五一八の二、五一九の二の一部、五一九の二、五二〇の七、五二〇の九、五二〇の一〇及びこれらと一体をなす国有地
上福田字宮ノ下	上福田字宮ノ谷九六の四 上福田字宮ノ平ル一七六の四及び一八二と一体をなす国有地の一部 上福田字宮ノ上二八八の二及びこれと一体をなす国有地 上福田字宮ノ下タのうち五〇七の一部、五〇八の一部、五〇八の二の一部、五〇九の一部、五二二の一部、五一四の二の一部、五一四の三、五一五の三の一部、五一五の四
上福田字 露田	の二の一部、五一六、五一七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五一四の四と一体をなす国有地の一部以外の区域
上福田字小谷口	上福田字高野松五六と一体をなす国有地の一部 上福田字宮ノ平ル一五三の一、一五三の三、一六三の一、一六三の三、一七四の二、一七五の四、一七五の五 上福田字宮ノ下タ五一四の二の一部、五一四の三、五一五の三の一部、五一五の四の一部、五一六、五一七及びこれらと一体をなす国有地 上福田字 露田のうち五一八の二の一部、五一八の二、五一九の二の一部、五一九の二、五二〇の七、五二〇の九、五二〇の一〇、五二七の二の一部、五二八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上福田字小谷口五三一の一の一部、五三一の三の一部、五三二の一部及びこれらと一体をなす国有地
上福田字荒神垣	下福田字定福寺一九二の二の一部、二〇六の二、二〇六の三 上福田字高野松四六の二、五〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四五、五〇の一、五一、五三、五六と一体をなす国有地の一部 上福田字小谷口のうち五三一の一の一部、五三一の三から五三一の五までの一部、五三二の一部、五三六の一部、五三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上福田字荒神垣五四二の六の一部及びこれと一体をなす国有地

上福田字下河原

下福田字定福寺一七三の三、一九〇の二、一九二の二の
 一部
 下福田字中島二〇七の一、二〇八の一、二二六の三、二二
 七の一及びこれらと一体をなす固有地
 上福田字露田五二七の一の一部、五二八の一部
 上福田字小谷口五三一の三から五三一の五までの一部、五
 三六の一部、五三七の一の一部及びこれらと一体をなす固
 有地
 上福田字荒神垣五三八の一、五三八の二、五三九の一、五
 四〇の一、五四〇の六、五四一の一、五四一の二、五四二
 の一、五四二の四、五四二の五、五四二の六の一部及びこ
 れらと一体をなす固有地
 上福田字下河原の全域

鳥取県告示第九十三号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四
 十七号）第一条の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥若しくはうずら若し
 くはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体を広げるおそれがある物
 品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成三年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

長崎県西彼杵郡野母崎町の区域
福岡県八女郡上陽町 //

鳥取県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に
 おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良
 事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）別府地区農業用
 用排水）を平成三年二月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七
 項の規定により告示する。

平成三年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において
 準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事
 業に係る上米積地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十
 六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二
 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二

条第一項の規定による同意があったものと認めたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により告示する。

平成三年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

中山加入区 御来屋加入区

鳥取県告示第九十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

智頭町

二 事業の種類

健康スポーツ施設整備事業

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡智頭町大字智頭字ダンキ所、字八幡及び字飛田

河原一地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 智頭町役場

鳥取県告示第九十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

三朝町

二 事業の種類

ふるさと健康むら整備事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡三朝町大字横手字山辺り、字河戸、字光東及び

字道ノ下地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

三朝町役場

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年三月五日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	エキサイトポーカー	株式会社ニューギン
	Vーツイン	
	ニューロードダンサー	株式会社三共
	大和撫子	
	悟空II	
	タイムショックI	

アレンジボール遊技機	ランチャーβ	株式会社三洋物産
	サムライ	
	カクテル	
	チェッカー三	株式会社大一商会
	ダイナミック七	株式会社平和
	パラダイス三	奥村遊機株式会社
	シドニーAP	
	マンハッタン	
	大回転AP一	太陽電子株式会社